

税金を考える

開倫塾

塾長 林明夫

1. 日本国憲法には、日本国民の義務として、自分の子どもに基礎的な教育(義務教育)を受けさせる義務、勤労の義務、税金を納める義務(納税の義務)の3つの義務が課されています。

裁判官や国会議員を含む公務を行う広い意味での公務員には、日本国憲法を尊重し擁護する義務(憲法尊重義務)が憲法に規定されています。

このように、納税の義務は日本国憲法が明文で規定する大切な国民の義務の一つであると言えます。日本国民の幸福と福祉を実現するためのお金を税金という形で出し、日本国民みんなの力で日本国を支え合おうという崇高な国民の義務の一つと言えます。

2. 税金については、日本国憲法はじめ税金についての法律などに詳細に規定されており、すべての日本国民は税金についての法令に基づいて納税する義務があります。

法令に規定された税金を納めないことは認められません。税金を納めない場合には、税金を逃げる行為、つまり脱税として刑罰を課されます。逮捕、起訴、裁判にかけられ刑務所に入れられる人もいます。

税金を払わなかった金額については、年に10数%という高い利息も取られます。

税金を納めずに脱税をすると罰せられることも、よく憶えておきましょうね。

3. このようにして国民から税金を集め、その税収で日本国や地方自治体は運営されます。しかし、その年に集めた税金だけでは不足する場合には、国や地方自治体は国債や地方債など借金をすることもあります。国や地方の借金は、国民の税金で返済をしますが、税収が不足すると借金が少しずつ積み上がり、何年たっても、また、何十年経っても返し切れないほどの大きな額にまでなることもあります。

4. 国民から徴収する税金の配分、つまり、使い方を決めるのが、国民の代表である政治家の役割、仕事です。国会や地方議会での議論の多くは、どのように税金を徴収し、それを再配分したらよいかです。国民が選挙で選んだ政治家が、国民を代表して税金の集め方と使い方を決め、それを法律に規定します。なぜ、国民は法律に定められた税金を納めなければならないのか、税金を納めなかったり逃れたりすると罰せられるのかと言えば、国民により選挙で選ばれた政治家が国民の代表として税金の種類や金額、集め方、さらには集めた税金の使い方、再配分の仕方を決めているからです。

5. 日本だけではなく、世界中の国々がその年に入る税金だけでは財政をまかなえず、そのために借金が膨れ上がり、その返し方をめぐって大問題になっています。

国の借金が増えすぎると、その国が経済危機に陥る場合もあります。通貨を同じくする地域の中の国が経済危機に陥ると、その地域や世界の経済危機にまで結びつくことがあります。今話題となっているギリシャはその1つの例です。

このように、税金の集め方、使い方はその国の運命だけでなく、世界の運命にも大きな影響を及ぼすこともあります。

政治や選挙はとても大切ですので、是非関心をもってもらいたいと希望します。

以上